

霧島市条例第 26 号

令和 7 年 6 月 19 日

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年霧島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「規定する特定業務施設」の次に「(同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）及び地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）の改正に伴い、特定業務施設の範囲が拡充されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。